

全国の介護事業経営者様、施設長様へ

自動シフト機能付
介護システム **英愛シフトさん導入**で

最大 **100** 万円の
助成金が受けられます!



職場意識の向上を図る中小企業に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度「職場意識改善助成金」で、最大100万円の助成金が給付されます。(対象企業・支給額には一定の条件があります。)

「職場意識改善助成金」の**全てのコース**で対応可能!

英愛シフトさんは**厚生労働省確認済**の介護システムです!

A. 職場環境改善コース

雇用する労働者の**年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下**であって**月間平均所定外労働時間数が10時間以上**であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある**中小企業事業主**に対し、以下の「成果目標」を達成した場合、取組の実施に要した経費の一部を支給します。

- ① 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を**4日以上増加**させる
- ② 労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を**5時間以上削減**させる

→①・②ともに達成で補助率3/4(上限100万円)

B. 所定労働時間短縮コース

週44時間の特例措置対象事業場(常時10人未満の労働者を使用する介護事業所)として「36協定届」を労働基準監督署に届け出た介護事業所で、**所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主**に対し、以下の「成果目標」を達成した場合、取組の実施に要した経費の一部を支給します。

- ① 事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を**2時間以上短縮**して、**40時間以下**とすること。

→①達成で補助率3/4(上限50万円)

C. 時間外労働上限設定コース

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する**限度時間(限度基準:月45時間、年360時間等)**を超える内容の**時間外・休日労働に関する協定(特別条項)**を締結している事業場を有する**中小企業事業主**に対し、以下の「成果目標」を達成した場合、取組の実施に要した経費の一部を支給します。

- ① 事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって**延長した労働時間数を短縮**して、**限度基準以下の上限設定**を行うこと。

→①達成で補助率3/4(上限50万円)

※「職場意識改善助成金」は厚生労働省が中小企業を対象に行っている助成金制度です。都度改正が行われているため、最新の申請方法や条件など詳細は、厚生労働省へお問い合わせください。

※本制度に関する内容助成金を受けるには一定の条件があり、また、助成額は目標の達成度により支給額が変動いたします。必ずしも助成金が認められるわけではないので、ご注意ください。

※各コースに申請期日が定められており、また、支給対象企業数は予め国の予算額が決まっているため、期日前に受付が締め切られる場合もございます。

※本カタログに掲載している内容・仕様などは予告なしに変更する場合があります。

※本助成金利用に関する申請代行も別途承っております。ご相談・お問い合わせ下さい。

【20161122】

無料体験デモ実施中! この機会に是非ご検討ください!

AI技術で介護業務の効率アップ!
自動シフト機能付介護システム

英愛 **AI SHIFT** シフトさん